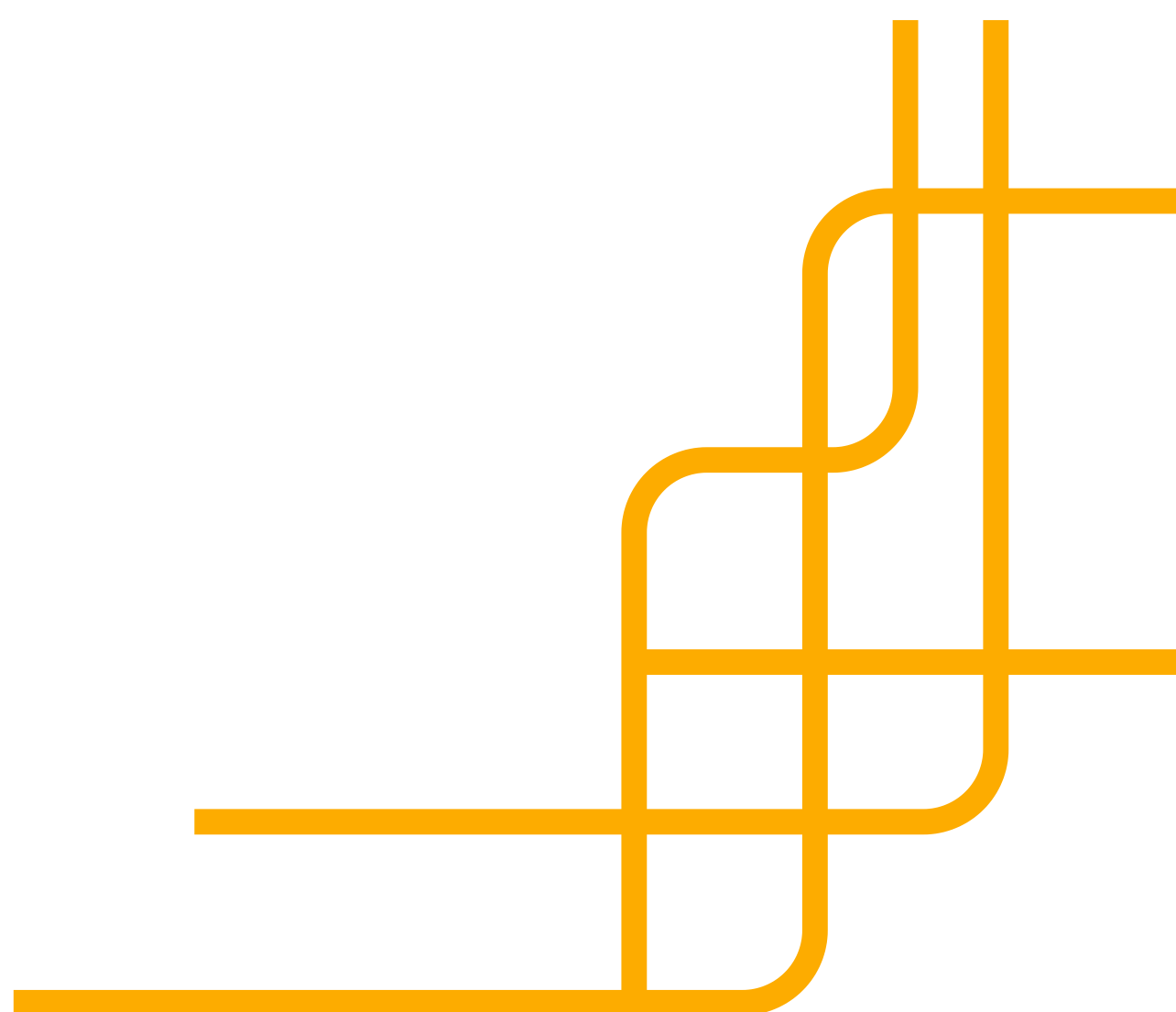




再犯防止推進計画



1 計画の趣旨及び位置付け

平成28年12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)」第4条第2項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を講じることが責務として明記されました。

また、同法第8条第1項では、市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該地域における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めることとされました。

本計画は、こうした状況を踏まえ、再犯防止推進法第8条に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定し、市の再犯防止等の施策の推進に向けた取組等を示すものです。

2 計画期間と進捗管理・評価

本計画の期間は令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

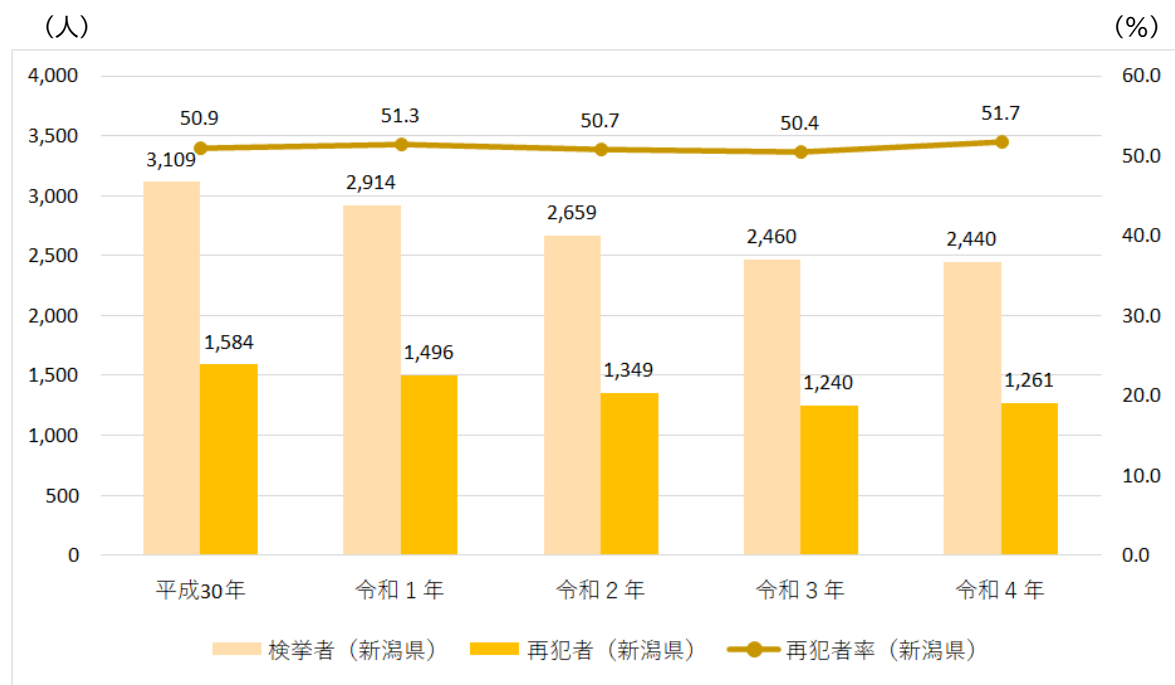
本計画の推進に当たっては、関係団体と連携して取組状況等の確認・評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

3 現状と課題

新潟県内における刑法犯の検挙者数は減少傾向にありますが、検挙者のうち再犯者の割合は50%前後と高い割合で推移しており、再犯防止が大きな課題となっています。

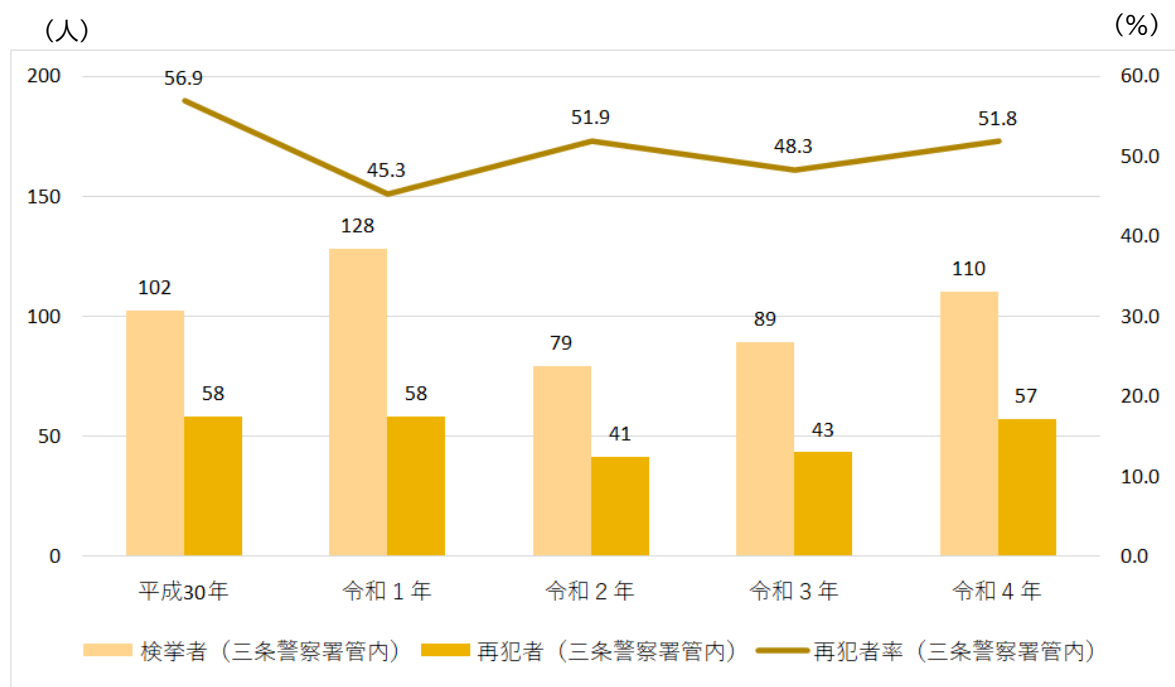
近年、私たちを取り巻く社会環境は著しく変化し、犯罪や非行の問題もより複雑化しており、犯罪や非行をした人の中には、社会における様々な生きづらさを抱え、立ち直りに困難を抱えている人もいます。そのような人の社会復帰を支えるためには、再び地域で受け入れ、地域社会で孤立することなく誰もがやり直せる社会を構築することや、関係機関と行政とが連携し、就労、住居確保、保健医療、福祉などの支援を行うことが重要です。

新潟県内における刑法犯検挙者数、再犯者数、再犯者率の推移(少年除く)



出典:法務省東京矯正管区更生支援企画課

三条警察署管内における刑法犯検挙者数、再犯者数、再犯者率の推移(少年除く)



出典:法務省東京矯正管区更生支援企画課

4 施策の方向性

犯罪や非行をした人の再犯防止や社会復帰を支援する更生保護への関心と理解を深め、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える地域づくりと、必要な支援を届ける体制づくりに取り組みます。

5 主な取組

- 三条地区保護司会と連携し、「社会を明るくする運動」※をはじめとした再犯防止や更生保護に関する活動等の周知・啓発を推進します。
- 三条地区保護司会の活動や三条地区更生保護サポートセンターの運営支援を行います。
- 犯罪や非行をした人が、就労、住居確保、保健医療、福祉などの必要な支援につながるよう関係機関と連携した相談体制づくりを行います。